

令和7年度 喀痰吸引等研修（第一号・第二号） 実地研修について（基本研修免除者）

1 基本研修免除者申込締切 令和8年2月19日（木）

2 実地研修実施期間

① 実地研修の指導を行う指導看護師が、既に指導者養成研修を修了している場合

受講決定通知到着日 ～ 令和8年3月25日（水）

3 指導者評価票 提出期限 令和8年3月25日（水）（必着）

提出期限までに、実地研修実施項目の一部項目のみ終了している場合は、その一部項目について修了証書を発行させていただきます。提出期限までに、項目終了部分の評価票を提出してください。

今年度一部項目のみの修了で、来年度以降に残りの項目の実地研修を実施した場合、該当実施項目の評価票を速やかに提出してください。実施項目の修了が認められましたら、該当実施項目を追加した修了証書を発行します。

4 実地研修の実施項目及び評価基準について

（1）実施項目及び最低実施回数

実施項目	最低実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ※	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養での半固形の栄養剤の実施については、下記のとおり、通常手順として滴下型の経管栄養の実地研修を行った後、別途、実地研修等に取り組むことが求められています。

実地研修については、必ず滴下型の手順で実施した結果を報告してください。

「半固形の栄養剤を実施する場合は、通常の講義・演習・実地研修に加え、別途、十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討後行うことが必要である。」（平成23年11月21日厚生労働省事務連絡「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて（その2）問C29回答）

（2）各項目の評価基準について

実地研修評価票へ、実地研修指導講師が研修受講者の実施結果について、各項目を「ア」「イ」「ウ」「エ」で評価していただき、すべての項目で「ア」となって1回成功となります。（1）の最低実施回数を行った上で、下記の2つの条件を両方満たした場合に、その項目の実地研修の修了を認めます。

① 累積7割以上の成功率であること

累積7割以上の掲載方法については、下記のとおりです。

{ (成功回数) / (累積回数) } ≥ 0.7 ※失敗した回数も累積に含めます。

② 終わり 3 回が連続で成功していること

例えば、口腔内の喀痰吸引で 9 回目まですべて成功していても、最後の回で失敗した場合、その後、3 回連続で成功する必要があります。

5 実地研修の指導講師等について

研修受講者が、実地研修指導講師の指導のもと、実地研修協力者の協力に基づき、実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識、技能を習得しているかを実地研修指導講師（平成 23 年度・24 年度伝達研修受講修了者、及び平成 25 年度～令和 7 年度指導者養成研修受講修了者（※ 1）、その他類する研修の修了者）が評価する。

※ 1 受講申込時点で、指導講師の氏名及び修了資格を確認しています。指導講師の変更や追加があった場合は、指導者資格を確認する必要がありますので、必ず、本会に報告してください。

6 実地研修を実施するにあたっての注意事項

①必ず医師の指示書に基づいて実施してください。

②実地研修の評価については、必ず、実地研修指導講師が評価してください。

③指導者評価票の「月日」、「時間」欄には、必ず実施した日時を正確に記入してください。

1 回ごとに医師の指示確認を行うところから記録までの評価内容を記入するようにしてください。

※医師等の指示書に「口腔内吸引と鼻腔内吸引を同時に実施する」よう記載してある場合など、医師の指示書に基づいて実施した場合は、口腔内吸引と鼻腔内吸引同一日、時間が記入されることがあるかと思いますが、同一日時に複数の人を実施すると対象外となります。

7 記入する書類について

「実地研修指導者評価票」を必要数コピーし、ご利用ください。また、本会ホームページにも「実地研修指導者評価票（PDF ファイル）」を掲載しております。本会のホームページのトップページの研修情報欄をご覧ください。

8 提出先について

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉育成支援課

喀痰吸引等（第一号・第二号）研修担当 安保・出口・久保

9 修了証書について

提出いただいた評価票を確認し、実施項目の修了が認められましたら、修了証書を発行し、各施設に送付します。